

刈谷商工会議所定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本商工会議所は、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本商工会議所は、刈谷商工会議所と称する。

(人 格)

第 3 条 本商工会議所は、商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）の規定に基づく法人である。

(地 区)

第 4 条 本商工会議所の地区は、昭和 35 年 6 月 10 日現在における刈谷市の区域とする。

2 本商工会議所の地区たる刈谷市について、境界変更又は未所屬地域の編入があったときは、前項の規定にかかわらず、地区はその境界変更又は未所屬地域の編入後の区域とする。

(事務所の所在地)

第 5 条 本商工会議所の事務所は、愛知県刈谷市に置く。

(原 則)

第 6 条 本商工会議所は、営利を目的としない。

2 本商工会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

3 本商工会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事 業)

第 7 条 本商工会議所は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- (2) 行政庁等の諮問に応じて答申すること。
- (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。
- (4) 商工業に関する情報及び資料の収集又は刊行を行うこと。
- (5) 商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行うこと。
- (6) 輸出品の原産地証明を行うこと。
- (7) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- (8) 商工業に関する講演会又は講習会を開催すること。
- (9) 商工業に関する技術及び技能の普及又は検定を行うこと。

- (10) 博覧会，見本市等を開催し，又はこれらの開催のあつせんを行うこと。
- (11) 商事取引に関する仲介又はあつせんを行うこと。
- (12) 商事取引の紛争に関するあつせん，調停又は仲裁を行うこと。
- (13) 商工業に関して，相談におうじ，又は指導を行うこと。
- (14) 商工業に関して，商工業者の信用調査を行うこと。
- (15) 商工業に関して，観光事業の改善発達を図ること。
- (16) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- (17) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- (18) 前各号に掲げるもののほか，本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(公 告)

第 8 条 本商工会議所の公告は，本商工会議所の掲示場に掲示して行う。

(規 約)

第 9 条 この定款で定めるもののほか，業務の執行について必要な事項は，議員総会の議決を経て規約で定める。

第 2 章 会 員

(会員の資格)

第 10 条 本商工会議所の地区内に引き続き 6 月以上営業所，事務所，工場，又は事業場を有する商工業者は，本商工会議所の会員となることができる。

ただし，次に掲げるものであつて，常議員会の承認を得た場合は，本商工会議所の会員となることができる。

(1) 本商工会議所の地区内で事業活動を行う次に掲げる団体

- ① 協同組合
- ② 信用金庫
- ③ 労働金庫
- ④ 公社
- ⑤ 経済関係団体
- ⑥ 医療法人
- ⑦ 社会福祉法人
- ⑧ 弁護士法人
- ⑨ 監査法人
- ⑩ 司法書士法人
- ⑪ 税理士法人
- ⑫ 行政書士法人

⑬弁理士法人

⑭産業連携，商工会議所事業等に関わる学校法人

⑮地域経済の発展，教育・文化・学術の振興，医療・福祉の増進等に資する社団法人

⑯地域経済の発展，教育・文化・学術の振興，医療・福祉の増進等に資する財団法人

⑰地域経済の振興等に資する中間法人

⑱まちづくり，教育・文化，医療・福祉等の活動を行う特定非営利活動法人

⑲観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人

注）株式会社，有限会社，合資会社，合名会社形態であるものを除く。

(2) 本商工会議所の地区内で自己の名をもって事業活動を行う次に掲げる個人

①医師

②歯科医師

③助産師

④弁護士

⑤公認会計士

⑥司法書士

⑦税理士

⑧行政書士

⑨弁理士

(3) 本商工会議所の地区内に引き続き 6 月に満たない期間営業所等を有する商工業者

2 この定款において「商工業者」とは，次の者をいう。

(1) 自己の名をもって商工為をすることを業とする者

(2) 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者

(3) 鉱業を営む者

(4) 取引所

(5) 会社

(6) 相互会社

3 次の各号の 1 に該当する者は，会員となることができない。

(1) 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 拘禁刑以上の刑に処せられ，その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(4) 反社会的勢力（①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号，その後の改正を含み，以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。），②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第 2 条第 6 号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員で

なくなった時から5年を経過しない者, ③暴力団準構成員, ④暴力団関係企業, ⑤総会屋等, ⑥社会運動等標榜ゴロ, ⑦特殊知能暴力集団等, ⑧その他①から⑦までに準じる者, ⑨①から⑧までのいずれかに該当する者(以下「暴力団員等」という。)が経営を支配していると認められる関係を有する者, ⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者, ⑪自己, 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど, 不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者, ⑫暴力団員等に対して資金等を提供し, 又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者, 及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。)

(加 入)

第 11 条 会員となることを希望するものは, 議員総会の議決を経て別に定める加入手続きにより, 加入の申込みをしなければならない。

2 前項の加入の諾否は, 常議員会において決定する。

3 常議員会は前項の諾否を決定するときは, 正当な理由がないのに, その加入を拒み又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

4 第 2 項の規定により常議員会の承諾を得たものは, 所定の加入金及び会費を納めたときに, 本商工会議所の会員となる。

(会員の表決権)

第 12 条 会員は, 各々1 個の表決権を有する。

2 会員は, あらかじめ通知のあった事項につき, 会員が記名なつ印した書面又は代理人をもって, 表決権を行うことができる。ただし, 代理人は本商工会議所の会員でなければならない。

3 前項の規定により表決権を行うものは, 出席者とみなす。

4 第 2 項の代理人は, その代理権を証する書面を表決権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。

(会員の選挙権)

第 13 条 会員は, 会員の負担口数に応じて次に掲げる個数の 1 号議員の選挙権を有する。

ただし, 会員 1 人の選挙権の個数は 50 個をこえることはできない。

- (1) 最初の 1 口につき 2 個
- (2) 2 口より 3 口まで 3 個
- (3) 4 口より 8 口まで 4 個
- (4) 9 口より 14 口まで 5 個
- (5) 15 口より 25 口まで 6 個
- (6) 26 口より 46 口まで 8 個
- (7) 47 口より 72 口まで 10 個
- (8) 73 口より 113 口まで 15 個

- (9) 114 口より 184 口まで 20 個
- (10) 185 口より 303 口まで 25 個
- (11) 304 口より 474 口まで 30 個
- (12) 475 口より 705 口まで 40 個
- (13) 706 口以上 50 個

2 前条第 2 項から 4 項まで（書面又は代理人による権利行使）の規定は選挙権について準用する。

（会員の被選挙権）

第 14 条 会員は、本商工会議所の議員に選任される権利を有する。

2 会員（会員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する 1 人の者）は、本商工会議所の会頭、副会頭、常議員又は監事に選任される権利を有する。

（会員その他の権利）

第 15 条 会員は、その営んでいる事業に係る本商工会議所の部会に所属し、その部会に出席して意見を述べ、又は表決に加わる権利を有する。

第 16 条 会員は、前 4 条に規定する権利のほか、次に掲げる権利を有する。

- (1) 本商工会議所より情報を受け、資料及び刊行物の配布を受けること。
- (2) 本商工会議所の施設を利用すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、本商工会議所の行う事業により利益を受けること。
- (4) 何時でも、本商工会議所の定款、規約及び議員総会の議事録並びに事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の閲覧を求めること。
- (5) 総会員の 10 分の 1 以上の同意を得て、何時でも本商工会議所の会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めること。
- (6) 第 30 条の任意登録台帳に登録されること。

（会 費）

第 17 条 会員は、毎年所定の納期までに所定の会費を納付しなければならない。

2 加入金及び会費の金額並びにその払込の方法は、議員総会の議決を経て別に定める。

（過怠金）

第 18 条 本商工会議所は、会費の納付その他本商工会議所に対する義務を怠った会員に対して、常議員会の議決を経て過怠金を課することができる。

2 前項の過怠金の金額その他必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。

（会員権の停止）

第 19 条 本商工会議所は、会費の滞納が 6 ヶ月に及び会員、その他会員たるの義務を怠った会員に対して、議員総会の議決を経て、会員権の行使を停止することができる。

2 前項の規定による会員権の行使の停止は、その権利の行使を停止された会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

(脱 退)

第 20 条 会員は、60 日前までに予告し、事業年度の終において本商工会議所を脱退することができる。

2 会員は、次の事由によって脱退する。

(1) 会員たる資格の喪失

(2) 死亡又は解散

(3) 除 名

(除 名)

第 21 条 本商工会議所は、次の各号の 1 に該当する会員を、議員総会の議決によって除名することができる。この場合は、その会員に対して、その議員総会の会日の 7 日前までにその旨を通知する。

(1) 1 年以上にわたって会費の納入その他会員たる義務を怠った会員

(2) 本商工会議所の体面を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為を行った会員

(3) 自ら又は第三者を利用して反社会的行為（①暴力的な要求行為、②法的な責任を越えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為、及び⑤その他上記①から④までに準ずる行為をいう。以下同じ。）を行った会員

(4) 自ら又は第三者を利用してその他前 2 号から 3 号に準ずる行為を 行った会員

2 第 19 条第 2 項（処分の通知）の規定は、会員の除名について準用する。

3 除名されたものは、除名された日から少なくとも 1 年間は本商工会議所の会員となることができない。

(特別会員)

第 22 条 会員たる資格を有しないものであって、本商工会議所の趣旨に賛同するものは、本商工会議所の特別会員となることができる。

2 第 10 条第 3 項（会員の欠格事由）第 11 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項（加入）並びに第 16 条から前条まで（会員の権利、会費、過怠金、会員権の停止、脱退及び除名）の規定は、特別会員について準用する。

第 3 章 特定商工業者及び商工業者法定台帳

(特定商工業者の範囲)

第 23 条 本商工会議所の特定商工業者とは、毎年 4 月 1 日現在において、それまで 6 月以上引き続き本商工会議所の地区内に営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 4月1日現在における本商工会議所の地区内の営業所、事務所、工場又は事業場で常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以上である者

(2) 4月1日現在における資本金額又は払込済出資総額が300万円以上である者
(特定商工業者の権利等)

第24条 特定商工業者に係る1号議員の選挙権は、各々1個とする。

2 本商工会議所は、特定商工業者であつて、負担金の滞納が6月に及ぶ者その他特定商工業者たる義務を怠ったものに対して、常議員会の議決を経て前項の権利の行使を停止することができる。

3 第12条第2項及び第4項（書面又は代理人による選挙権の行使）及び、第19条第2項（処分の通知）の規定は、特定商工業者について準用する。

第25条 会員以外の特定商工業者は、何時でも、本商工会議所の定款、規約及び議員総会の議事録並びに事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の閲覧を求めることができる。

(法定台帳)

第26条 本商工会議所に、商工業者法定台帳（以下「法定台帳」という。）を備える。

2 法定台帳に登録すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

(2) 事業の種類

(3) 事業の開始の年月

(4) 本商工会議所の地区内の営業所等の名称、所在地及び管理者の氏名

(5) 本商工会議所の地区内の営業所等の事業の内容及び最近1年間における売上高

(6) 第23条第1号に規定する従業員の又は同条第2号に規定する資本金額若しくは払込済出資総額

3 法定台帳は、毎年9月30日迄に訂正する。

4 本商工会議所は、法定台帳に登録された事項に変更を生じたことを知ったときは、遅滞なくこれを訂正する。

5 特定商工業者は、第2項の事項のうち、次の事項について変更を生じたときは、すみやかに、その旨を本商工会議所に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

(2) 事業の種類

(3) 本商工会議所の地区内の営業所等の名称、所在地及び管理者の氏名

(特定商工業者の資料の提出)

第27条 特定商工業者は、本商工会議所の法定台帳の作成又は訂正に関して本商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒むことができない。

(法定台帳の運用及び管理)

第 28 条 本商工会議所は、法定台帳を第 7 条に掲げる事業の適正かつ円滑な実施に資するように運用する。

2 本商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもって管理する。

3 本商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に関して知り得た商工業者の秘密に属する事項を他に漏らし、又は窃用しない。

(負担金)

第 29 条 本商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費にあてるため、2 事業年度ごとに、議員総会の議決を得た上で、刈谷市長の許可を受けて特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課する。

2 前項の許可を申請する場合は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得ていなければならない。

(任意台帳)

第 30 条 本商工会議所に、任意登録台帳（以下「任意台帳」という。）を備える。

2 本商工会議所は、会員（特定商工業者たる会員を除く。）であって任意台帳に登録を希望するものについて、所定の手続きにより、法定台帳の例にならい、任意台帳に登録する。

第 4 章 役 員

(役 員)

第 31 条 本商工会議所に、次の役員を置く。

- (1) 会 頭 1 名
- (2) 副 会 頭 4 名以内
- (3) 専 務 理 事 1 名
- (4) 常 議 員 36 名
- (5) 監 事 3 名

2 前項の役員のほか、本商工会議所に理事 2 人以内を置くことができる。

(役員職務)

第 32 条 会頭は、本商工会議所を代表し、所務を総理する。

2 副会頭は、会頭を補佐し、あらかじめ会頭の定める順位により、会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭が欠員のときはその職務を行う。

3 専務理事は、会頭及び副会頭を補佐して所務を掌理し、会頭及び副会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭及副会頭が欠員のときはその職務を行う。

4 常議員は、会頭の委任する特別の事項に関する所務を処理する。

5 理事は、専務理事を補佐して所務を処理する。

6 監事は、本商工会議所の業務及び経理を監査し、その監査の結果を議員総会に報告する。

(役員の任免)

- 第 33 条 会頭は、議員総会において、会員（会員が法人その他の団体である場合は会員の権利を行使する 1 人の者。以下本条において同じ。）のうちから選任し、又は解任する。
- 2 副会頭は、議員総会の同意を得て、会頭が会員のうちから選任し、又は解任する。
- 3 専務理事は、議員総会の同意を得て、会頭が選任し、又は解任する。
- 4 常議員は、議員総会において議員（議員が法人その他の団体である場合は、第 35 条第 4 項の議員の職務を行う者）のうちから選任し、又は解任する。
- 5 理事は、常議員会の同意を得て、会頭が選任し、又は解任する。
- 6 監事は、議員総会において会員のうちから選任し、又は解任する。
- 7 役員の選任及び解任に関する議決は、あらかじめその旨を通知し、かつ、公告した議員総会又は常議員会においてのみすることができる。
- 8 前 7 項に規定するもののほか、役員の選任及び解任について必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。
- 9 次の各号の 1 に該当するものは、役員になることができない。
- (1) 第 10 条第 3 項第 1 号又は第 2 号（会員の欠格事由）に該当する者
 - (2) 未成年者
 - (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過するまでの者
 - (4) 反社会的勢力又は反社会的勢力でなくなった日から 5 年を経過するまでの者
- 10 監事は、会頭、副会頭、専務理事、常議員、理事又は職員の職を兼ねることができない。

(役員の任期)

- 第 34 条 役員の任期は 3 年とする。その期間は役員改選年の 11 月 1 日から 3 年後の 10 月 31 日までとする。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 補欠で選任された役員は、前任者の残任期間在任する。

第 5 章 議員総会、常議員会

第 1 節 議員総会

(議員総会及び議員)

- 第 35 条 本商工会議所に、議員総会を置く。
- 2 議員総会は、次に掲げる者をもって組織する。
- (1) 会員及び会員以外の特定商工業者が投票によって会員のうちから選挙した議員

(この定款において「1号議員」という。) 62 人

(2) 部会が部会員のうちから選任した議員

(この定款において「2号議員」という。) 33 人

(3) 前2号の議員のほか、会頭が常議員会の同意を得て会員のうちから選任した議員

(この定款において「3号議員」という。) 15 人

3 前項各号の議員の選挙及び選任並びに解任について必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。

4 法人その他の団体であつて、第2項の議員となったものは、議員の職務を行う者1人を定め、書面をもって、本商工会議所に届け出なければならない。

5 第33条第9項各号(役員の欠格事由)の1に該当する者は、第2項の議員又は前項の議員の職務を行う者となることができない。

6 役員は、議員総会に出席して意見を述べることができる。

7 何人も、同時に2以上の議員又は第4項の議員の職務を行う者となることはできない。

また、議員と第4項の議員の職務を行う者とを兼ねることはできない。

(議員の任期)

第36条 議員の任期は3年とする。その期間は役員改選年の11月1日から3年後の10月31日までとする。

2 議員は、再任されることができる。

3 議員は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

4 補欠で選任された議員は、前任者の残任期間在任する。

(議員の解任)

第37条 議員総会は、その議決によって、次の各号の1に該当する議員を解任することができる。

(1) 職務の遂行にたえないと認める議員

(2) 会費又は負担金の納入その他本商工会議所に対する義務を怠った議員

(3) 本商工会議所の体面を傷つけ、又は本商工会議所の目的遂行に反する行為を行つた議員

2 第19条第2項(処分の通知)の規定は、議員の解任について準用する。

(議員総会の招集)

第38条 議員総会は、通常議員総会及び臨時議員総会の2種とし、会頭が招集する。

2 通常議員総会は毎年3月及び5月、臨時議員総会は、第4項に規定する場合のほか、会頭が必要と認めたときに開催する。

3 前項の臨時議員総会を招集する場合は、常議員会の同意を得なければならない。

ただし、常議員会に付議するいとまがない場合はこの限りではない。

4 議員が総議員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会頭に提出して議員総会の招集を請求したときは、会頭は、その請求のあつた日から

30 日以内に臨時議員総会を招集しなければならない。

- 5 議員総会の招集は、少なくとも会日の 7 日前までに、各議員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につきその通知を発しなければならない。

(議員総会の議決事項)

第 39 条 次に掲げる事項は、議員総会の議決を経なければならない。ただし、第 11 号から第 16 号までの事項については、議員総会の議決を経て、常議員会に委任することができる。

- (1) 定款の変更
- (2) 解 散
- (3) 合 併
- (4) 会員の除名
- (5) 議員の解任
- (6) 次に掲げる事項に関する規約の設定、変更及び廃止
 - (イ) 会費の金額、払込方法その他会費に関すること。
 - (ロ) 負担金の金額、払込方法その他負担金に関すること。
 - (ハ) 選挙に関すること。
- (7) 会頭、常議員及び監事の選任及び解任
- (8) 副会頭及び専務理事の選任及び解任の同意
- (9) 第 66 条第 1 項の規定による決算関係書類の承認
- (10) 解散後における財産処分の方法の決定
- (11) 次に掲げる事項に関する規約の設定、変更及び廃止
 - (イ) 加入手続
 - (ロ) 加入金の金額、払込方法その他加入金に関すること。
 - (ハ) 過怠金の金額その他過怠金に関すること。
 - (ニ) 役員及び議員の選任及び解任に関すること。
 - (ホ) 部会について必要な事項
 - (ヘ) 委員会について必要な事項
 - (ト) 使用料及び手数料に関すること。
 - (チ) その他本商工会議所の業務の執行について必要な事項
- (12) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (13) 会員及び特別会員の権利の行使の停止
- (14) 特別会員の除名
- (15) 負担金の賦課
- (16) 解散後における会費の徴収

- 2 定款の変更（法第 25 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる事項に係るもの。）の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。
- 3 定款の変更（法第 25 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる事項に係るものを除く。）の決議は、議員総会による当該変更の議決をもってその効力を生じる。
- 4 解散及び解散後における財産処分の方法の決定の議決は経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

（議員総会の議長）

第 40 条 議員総会の議長は、会頭をもってあてる。

- 2 会頭に事故あるとき又は欠員のときは、あらかじめ会頭が定める順位により副会頭が議長となる。
- 3 会頭及び副会頭に事故があるとき又は欠員のときは、出席者の互選によって議長を定める。

（議員総会の議事）

第 41 条 議員総会は、第 42 条（議員総会の特別議決方法）に規定する場合を除き、総議員の 3 分の 1 以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 議員総会の議事は、第 8 項ただし書及び第 42 条（議員総会の特別議決方法）に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議員総会における議員の表決権又は選挙権は、各々 1 個とする。
- 4 議員は、あらかじめ通知のあった事項につき、議員が記名なつ印した書面又は代理人をもって表決権又は選挙権を行うことができる。ただし、代理人は本商工会議所の会員でなければならない。
- 5 議員は、前項の規定による書面をもってする表決権又は選挙権の行使に代えて、表決権又は選挙権を電磁的方法により行うことができる。
- 6 前 2 項の規定により表決権又は選挙権を行うものは、出席者とみなす。
- 7 第 4 項の代理人は、その代理権を証する書面を表決権又は選挙権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。この場合において、当該書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。
- 8 議員総会においては、第 38 条第 5 項（招集の通知）の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。
ただし、出席者の 3 分の 2 以上の同意があった場合には、この限りでない。
- 9 議員総会においては、延期又は続行の議決をすることができる。
この場合においては、第 38 条第 5 項（招集の通知）の規定は適用しない。

(議員総会の特別議決方法)

第 42 条 次に掲げる事項は、議員総会において総議員の半数以上が出席し、その出席者の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解 散
- (3) 合 併
- (4) 会員の除名
- (5) 議員の解任

(議事録)

第 43 条 議員総会の議事については、議事録を作らなければならない。

第 2 節 常 議 員 会

(常議員会)

第 44 条 本商工会議所に、常議員会を置く。

- 2 常議員会は、常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く。）をもって組織する。
- 3 会頭は、必要があると認めるとき又は常議員が総常議員の 5 分の 1 以上の同意を得て請求したときは、会議の目的たる事項、会議の日時及び場所につき通知を発して、常議員会を招集しなければならない。
- 4 常議員会における常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く。）の議決権は各々 1 個とする。
- 5 理事及び監事は、常議員会に出席して意見を述べることができる。

(常議員会の決議事項)

第 45 条 次に掲げる事項は、常議員会の議決を経なければならない。

- (1) 議員総会に提案すべき事項
- (2) 第 39 条第 1 項第 11 号から第 16 号までに掲げる事項であって、第 39 条第 1 項ただし書の規定により議員総会から委任を受けた事項
- (3) 第 39 条第 1 項第 11 号から 16 第号までに掲げる事項であって議員総会に付議するいとまがない緊急なもの
- (4) 会員及び特別会員の加入の諾否
- (5) 会員及び特別会員に対する過怠金の賦課
- (6) 特定商工業者の権利の行使の停止
- (7) 理事の選任及び解任の同意
- (8) 部会の決議の承認

(9) 女性会，青年部について必要な事項

(10) 顧問及び参与の委嘱の承認

(11) 事務局及び職員に関して必要な事項

- 2 前項第3号の事項についての議決は，次の議員総会に報告し，その承認を求めなければならない。

(準用規定)

第46条 第40条（議長），第41条（議事）及び第43条（議事録）の規定は，常議員会について準用する。

この場合、第41条の「表決権又は選挙権」とあるのは、「表決権」と読み替えるものとする。

第6章 部会及び委員会

第1節 部会

(部会)

第47条 本商工会議所に，会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに，それぞれの事業の適切な改善発達を図るために，次の部会を置く。

(1) 工業第1部会

(2) 工業第2部会

(3) 商業第1部会

(4) 商業第2部会

(5) サービス第1部会

(6) サービス第2部会

- 2 会員は，その営んでいる主要な事業に係る部会に属する。

- 3 会員が，主要な事業を2以上営んでいる場合は，2以上の部会に所属して意見を述べ，又は表決に加わることができる。

- 4 前項の規定により会員が2以上の部会に属している場合においては，あらかじめ本人の希望によって定める何れか1部会においてのみ，2号議員に選任され、又は当該議員を選任することができる。

- 5 第12条（表決権）の規定は，部会の表決権及び選挙権について摘要又は準用する。

(部会長及び副部会長)

第48条 部会には，部会長1人及び副部会長若干人を置く。

- 2 部会長及び副部会長は，部会において互選する。

(部会長及び副部会長の職務)

第49条 部会長は，部会を代表し，会務を総括する。

- 2 部会長は，部会の会議を招集し，その議長となる。

3 部会長は、常議員会に出席して、当該部会に関する事項について意見を述べることができる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行し、部会長が欠員のときは、その職務を行う。

(部会の議決の効力)

第 50 条 部会の議決は、常議員会の承諾を得て、本商工会議所の議決とすることができる。

(議員総会への報告)

第 51 条 部会長は、部会の会務の状況を毎事業年度少なくとも 1 回議員総会に報告しなければならない。

(準用規定)

第 52 条 第 41 条第 2 項（議員総会の議決方法）及び第 44 条第 3 項（常議員会の招集）の規定は、部会について準用する。

2 第 34 条（役員の任期）の規定は、部会長及び副部会長について準用する。

(部会の運営に必要な事項)

第 53 条 前 6 条に規定するもののほか、部会について必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。

第 2 節 委員会

(委員会)

第 54 条 本商工会議所に、その目的達成に必要な重要事項を調査研究するために、議員総会の議決を経て、委員会を置くことができる。

(委員会の組織)

第 55 条 委員会に、委員長 1 人並びに副委員長及び委員若干人を置く。

2 委員長、副委員長及び委員は、会頭が常議員会の承認を得て委嘱する。

(委員会の運営に必要な事項)

第 56 条 前 2 条の規定するもののほか、委員会について必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。

第 3 節 女性会、青年部

(女性会、青年部)

第 57 条 本商工会議所に、女性会、青年部を置く。

(女性会、青年部について必要な事項)

第 58 条 女性会、青年部について必要な事項は、常議員会の議決を経て別に定める。

第 7 章 顧問及び参与

(顧問)

第 59 条 本商工会議所に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、本商工会議所の目的達成に必要な重要事項について会頭の諮問に応ずる。

3 顧問は、学識経験のある者及び本商工会議所に功労のあった者のうちから会頭が常議員会の承認を得て委嘱する。

4 顧問の任期は、3 年とする。

(参与)

第 60 条 本商工会議所に、参与を置くことができる。

2 参与は、本商工会議所の事業遂行に関する重要事項に参与する。

3 参与は、学識経験のある者のうちから会頭が常議員会の承認を得て委嘱する。

4 参与の任期は、3 年とする。

第 8 章 事 務 局

(事務局)

第 61 条 本商工会議所に、事務局を置く。

(事務局長及び職員)

第 62 条 事務局に、事務局長 1 人のほか、必要な職員を置く。

2 事務局長は、専務理事の命を受け、庶務を統轄する。

3 事務局職員は、事務局長の指揮を受け、庶務を処理する。

4 事務局長は、会頭が任免する。

(事務局及び職員について必要な事項)

第 63 条 前 2 条に規定するもののほか、事務局及び職員について必要な事項は、常議員会の議決を経て別に定める。

第 9 章 管 理

(問合せ等)

第 64 条 本商工会議所は、その目的を達成するために必要な範囲内において、本商工会議所の地区内の商工業者に対し、文書又は口頭による問合せを行い、又は資料の提出を求めることができる。

2 本商工会議所が前項の問合せを行い、又は資料の提出を求めたときは、本商工会議所の地区内の商工業者は、正当な理由がないのに、これを拒むことができない。

(定款その他の書類の備付及び閲覧)

第 65 条 会頭は、定款及び規約を、並びに 10 年間議員総会の議事録を本商工会議所の事務所に備えて置かなければならない。

2 会頭は、会員又は会員以外の特定商工業者が第 16 条第 4 号（会員の権利）又は第 25 条（特定商工業者の権利等）の規定に基づき前項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がないの

に、これを拒むことができない。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第 66 条 会頭は、毎事業年度、5 月に通常議員総会（以下本条において同じ。）の会日の 1 週間前までに、前事業年度における次の書類を作成し、監事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支決算書
- (4) 財産目録

2 監事は、前項の規定により書類の送付を受けたときは、通常議員総会の会日の前日までに、意見書を会頭に提出しなければならない。

3 会頭は、前項の監事の意見書を添えて第 1 項の書類を通常議員総会に提出し、その承認を求めなければならない。

4 会頭は、毎事業年度、通常議員総会の会日の 1 週間前までに第 1 項の書類を事務所に備えて置かなければならない。

5 会頭は、会員または会員以外の特定商工業者が第 16 条第 4 号（会員の権利）又は第 25 条（特定商工業者の権利等）の規定に基づき、第 1 項の書類の閲覧を求めた場合は正当な理由がないのに、これを拒むことができない。

(会計帳簿等の閲覧)

第 67 条 会頭は、会員が第 16 条第 5 号（会員の権利）の規定に基づき会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めた場合は、正当な理由がないのに、これを拒むことができない。

(報告)

第 68 条 会頭は、毎事業年度終了後、遅滞なく、次の事項を刈谷市長に報告する。

- (1) 当該事業年度の収支決算
- (2) 当該事業年度末の財産の内容
- (3) 当該事業年度末の資産及び負債の状況
- (4) 当該事業年度における事業の状況
- (5) 当該事業年度における法定台帳の作成、管理及び運用の状況
- (6) 当該事業年度末の会員、議員、役職員及び施設の状況

第 10 章 会 計

(事業年度)

第 69 条 本商工会議所の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(収 入)

第 70 条 本商工会議所の経費は、会費、負担金、使用料、手数料その他の収入をもってあてる。

2 負担金は、第 29 条（負担金）に規定する経費にあてて。

（会費および負担金）

第 71 条 会費及び負担金は、毎事業年度、所定の納期に徴収する。

2 納入期日を経過した会費及び負担金は、いかなる理由がある場合においてもその徴収を免除しない。

3 既納の会費及び負担金は、いかなる理由がある場合においても返戻しない。

（使用料及び手数料）

第 72 条 本商工会議所は、施設その他の物の使用又は証明、鑑定、検定、調査、登録その他の事項の実施について、議員総会の議決を経て、別に定めるところにより、使用料又は手数料を徴収する。

第 11 章 解散及び清算

（解 散）

第 73 条 本商工会議所は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 議員総会の議決
- (2) 合 併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立許可の取消し

（清算人の選任）

第 74 条 清算人は、前条第 1 号の規定による解散の場合には、議員総会において選任する。

（財産処分の方法）

第 75 条 清算人は、就任の日より 6 月以内に財産処分の方法を定め、議員総会の議決を得て、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 議員総会が、前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、経済産業大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

（解散後における会費の徴収）

第 76 条 本商工会議所は、解散後であっても、議員総会の議決を得て、その債務を完済するために必要な限度において、会費を徴収することができる。

（残余財産の帰属）

第 77 条 残余財産は、商工会議所又はその目的と類似の公益目的を有する法人、その他の団体に帰属させる。

附 則

（実施の時期）

1. この定款は、経済産業大臣の認可を受けて組織変更の登記をした日（以下「組織変更の日」という。）から実施する。

(法定台帳の作成)

2. 本商工会議所は、組織変更の日から1年以内に法定台帳を作成する。

(特定商工業者の範囲の特例)

3. 組織変更当時の事業年度においては、第23条(特定商工業者の範囲)中「4月1日」とあるのは「組織変更日」と、「個人にあつては前々年、法人にあつては前々年10月1日の属する事業年度から前年10月1日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の事業年度」とあるのは、「個人にあつては組織変更の日の1年6月前の日の属する年、法人にあつては、組織変更の日の1年6月前の属する事業年度から、組織変更の日の6月前の日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の事業年度」と読みかえる。

(定款の特例)

4. 組織変更当時の議員の定数は、第35条第2項各号(議員)の規定にかかわらず次のとおりとする。
 - (1) 1号議員の定数は30人
 - (2) 2号議員の定数は21人
 - (3) 3号議員の定数は9人

(任期の特例)

5. 組織変更当時の役員及び議員の任期は、第34条第1項(役員の任期)及び第35条第1項(議員の任期)の規定にかかわらず1年とする。

(事業年度の特例)

6. 組織変更当時の事業年度は、第67条(事業年度)の規定にかかわらず、組織変更の日に始まり、昭和30年3月31日終る。

附 則

(実施期日)

1. 本改正規定は、昭和35年6月10日から実施する。

(会員の経過規定)

2. 昭和35年6月10日現在において、愛知県碧海郡知立町及び高岡町の区域内に営業所、事業所、工場又は事業場を有する本商工会議所の会員(その者について相続又は合併があったときは、その相続人又は合併存続する法人、若しくは合併により設立した法人)は第10条(会員の資格)の規定にかかわらず本改正規定の実施後も引き続き本商工会議所の会員となることができる。

附 則

(部会の変更)

1. 本改正規定は、昭和37年10月31日から実施する。

附 則

1. 本改正規定は、昭和39年3月21日より実施する。

附 則

(事務所の所在地)

1. 本改正規定は、昭和 40 年 1 月 27 日より実施する。

附 則

1. 本改正規定（第 4 条（地区）、第 10 条（会員の資格）、第 14 条（会員の被選挙権）、第 23 条（特定商工業者の範囲）、第 26 条（法定台帳）、第 31 条（役員）、第 32 条（役員の職務）、第 33 条（役員の任免）、第 35 条（3 号議員の選任）、第 38 条（議員総会の招集）、第 43 条（議事録）、第 44 条（常議員会）、第 45 条（常議員会の議決事項）、第 64 条（決算関係書類の提出備付及び閲覧）、及び全文横書）は、昭和 53 年 5 月 11 日から実施する。

附 則

（実施の時期）

1. 第 41 条（議員総会の議事）及び第 63 条（定款その他の書類の備付及び閲覧）の改正規定は、昭和 57 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

（実施の時期）

1. 第 29 条（負担金）の改正規定は、昭和 62 年 6 月 12 日から実施する。

附 則

（実施の時期）

1. 第 5 条（事務所の所在地）、第 12 条（会員の表決権）、第 31 条（役員）、第 34 条（役員の任期）、第 36 条（議員の任期）、第 43 条（議事録）及び第 47 条（部会）の改正規定は、昭和 63 年 4 月 26 日から実施する。

（任期の特例）

2. 昭和 63 年 4 月 4 日現在において就任している役員・議員・顧問及び参与の任期は、第 34 条（役員の任期）、第 36 条（議員の任期）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（実施の時期）

1. 第 31 条（役員）、第 35 条（議員総会及び議員）の改正規定は、平成 5 年 9 月 14 日から実施する。
（定数の特例）
2. 役員・議員の定数は、第 31 条(4)、第 35 条第 2 項の規定にかかわらず平成 6 年 5 月 31 日の任期までは、従前のとおりとする。

附 則

（実施の時期）

1. 第 39 条（議員総会の議決事項）及び第 66 条（届出及び報告）の改正規定は、平成 6 年 7 月 8 日から実施する。

附 則

（実施の時期）

1. 第 34 条（役員の任期）、第 36 条（議員の任期）の改正規定は、平成 8 年 5 月 13 日から実施する。

(任期の特例)

2. 平成8年5月9日現在において就任している役員、議員の任期は、第34条（役員の任期）、第36条（議員の任期）の規定にかかわらず平成9年5月31日までとする。

(任期の特例)

3. 本改正規定実施後、最初に選挙、選任される役員、議員の任期は、第34条（役員の任期）、第36条（議員の任期）の規定にかかわらず、平成9年6月1日から平成10年10月31日までとする。

附 則

(実施の時期)

1. 第45条（常議員会の議決事項）、第3節（婦人会、青年部）、第57条（婦人会、青年部）、第58条（婦人会、青年部について必要な事項）の改正規定は、平成9年7月8日から実施する。

附 則

(実施の時期)

1. 第29条（負担金）、第31条（役員）、第35条（議員総会及び議員）の改正規定は、平成10年6月22日から実施する。

(定数の特例)

2. 役員・議員の定数は、第31条(4)、第35条第2項の規定にかかわらず平成10年10月31日の任期までは、従来のとおりとする。

附 則

(実施の時期)

1. 第10条（会員の資格）、第33条（役員の任免）、第39条（議員総会の議決事項）の改正規定は、平成12年4月26日から実施する。

附 則

(実施の時期)

1. 第39条（議員総会の議決事項）、第75条（財産処分の方法）、附則（実施の時期）の改正規定は、平成13年1月6日から実施する。

(実施の時期)

1. 第45条（常議員会の議決事項）、第3節（女性会、青年部）、第57条（女性会、青年部）第58条（女性会、青年部について必要な事項）の改正規定は、平成13年6月18日から実施する。

附 則

(実施の時期)

1. 第29条（負担金）、第39条（議員総会の議決事項）、第68条（報告）の改正規定は、平成14年3月29日から実施する。ただし、第29条の許可権者、第39条の認可権者、第68条の報告先に係るものは、平成14年4月1日から実施する。

附 則

(実施の時期)

1. 第 10 条（会員の資格）の改正規定は、平成 14 年 6 月 24 日から実施する。

附 則

(実施の時期)

1. 第 39 条（議員総会の決議事項）、第 42 条（議員総会の特別議決方法）、第 45 条（常議員会の決議事項）の改正規定は、平成 16 年 12 月 2 日から実施する。
2. 第 73 条（解散）の改正規定は、平成 17 年 1 月 1 日から実施する。
3. 第 23 条（特定商工業者の範囲）及び第 26 条（法定台帳）の改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の時期)

1. 第 10 条（会員の資格）及び第 43 条（議事録）の改正規定は、平成 18 年 8 月 25 日から実施する。

附 則

(実施の時期)

1. 第 55 条（委員会の組織）の改正規定は、平成 22 年 11 月 30 日から実施する。

附 則

(実施の時期)

1. 第 10 条（会員の資格）、第 21 条（除名）、第 33 条（役員の任免）、第 39 条（議員総会の決議事項）の改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の時期)

1. 第 31 条（役員）及び第 35 条（議員総会及び議員）の改正規定は、平成 28 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の時期)

1. 第 21 条（除名）の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の時期)

1. 第 10 条（会員の資格）及び第 37 条（議員の解任）の改正規定は、令和 2 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の時期)

1. 第 41 条（議員総会の議事）及び第 44 条（常議員会）、第 46 条（準用規程）の改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の時期)

1. 第 31 条（役員）の改正規定は、令和 4 年 11 月 1 日から実施する。

（実施の時期）

1. 第 10 条（会員の資格）と第 33 条（役員の任免）の改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から実施する。